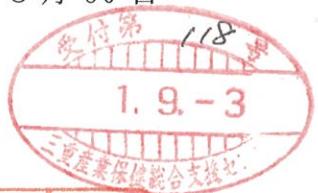


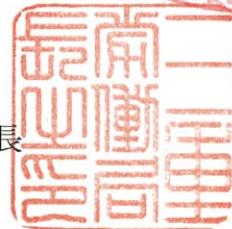


三労発基 0830 第5号
令和元年 8月 30日



独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率が低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調であること等を踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の強化月間の取組については、別添のとおり令和元年 8 月 23 日付け基安発 0823 第 1 号（以下「本省通達」という。通達別添等は省略）をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より指示があったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、強化月間の趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、傘下会員、事業場等に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、当局においては、本省通達記の 1 の (1) の対象事業場に「強化月間に実施を予定している監督指導の対象事業場」を追加しておりますことを申し添えます。